

財 産 目 録

(令和〇年〇月〇日現在)

区 分 ・ 種 別	数 量	金 額	備 考
(資産の部)			
特 別 財 産	1. 宝物 (1) 〇〇〇像	〇体	
	2. 什物 (1) 〇〇〇〇	〇点	〇〇〇,〇〇〇
特 別 財 産 計			〇〇〇,〇〇〇
基 本 財 産	1. 土地 (1) 境内地 〇筆	〇,〇〇〇m ²	〇〇,〇〇〇
	2. 建物		〇〇〇,〇〇〇
	(1) 境内建物		〇〇,〇〇〇
	※①□□□ 外〇棟	〇〇〇m ²	〇〇,〇〇〇
	※②□□□ 外〇棟	〇〇〇m ²	〇〇,〇〇〇
	(2) その他の建物		
	〇〇〇 外〇棟	〇〇〇m ²	〇〇,〇〇〇
	3. 有価証券		〇〇〇,〇〇〇
	(1) 国債	〇〇〇口	〇〇,〇〇〇
	(2) 〇〇電力債	〇〇〇株	〇〇,〇〇〇
4. 預金		〇〇〇,〇〇〇	
(1) 定期預金	〇〇	〇〇,〇〇〇	
基 本 財 産 計			〇〇〇,〇〇〇
普 通 財 産	1. 土地 (1) 〇〇町宅地 〇筆	〇〇m ²	〇〇,〇〇〇
	2. 建物		〇〇〇,〇〇〇
	(1) 境内建物		〇〇,〇〇〇
	※①□□□ 外〇棟	〇〇〇m ²	〇〇,〇〇〇
	※②□□□ 外〇棟	〇〇〇m ²	〇〇,〇〇〇
	(2) その他の建物		
	〇〇〇 外〇棟	〇〇m ²	〇〇,〇〇〇
	3. 什器備品		〇〇〇,〇〇〇
	(1) 〇〇外	〇〇点	〇〇,〇〇〇
	4. 車両		〇〇〇,〇〇〇
	(1) 自家用車	〇〇台	〇〇,〇〇〇
	5. 図書		〇〇〇,〇〇〇
	(1) 〇〇外	〇〇冊	〇〇,〇〇〇
	6. 有価証券		〇〇〇,〇〇〇
	(1) 〇〇株式	〇〇〇株	〇〇,〇〇〇
7. 積立預金		〇〇〇,〇〇〇	
(1) 〇〇積立預金	〇口	〇〇,〇〇〇	
8. 預金		〇〇〇,〇〇〇	
(1) 普通預金	〇口	〇〇,〇〇〇	
9. 現金		〇〇〇,〇〇〇	
10. 貸付金		〇〇〇,〇〇〇	
普 通 財 産 計			〇〇〇,〇〇〇
資 産 合 計 (A)			〇〇〇,〇〇〇
(負債の部)			
負 債	1. 借入金		〇〇〇,〇〇〇
	(1) 〇〇借入金 (△△銀行)		〇〇〇,〇〇〇
	2 預り金		〇〇〇,〇〇〇
	(1) 源泉所得税		〇〇〇,〇〇〇
(2) 住民税		〇〇〇,〇〇〇	
負 債 合 計 (B)			〇〇〇,〇〇〇
正味財産(C) = (A) - (B)			〇〇〇,〇〇〇

【 記入上の注意 】

- 財産目録中の基本財産とは、宗教活動を行っていく上に必要な財政的基礎となるもので、境内地や境内建物のほか、基礎財産として設定されている一定の基金がある場合などが該当します。
また、普通財産とは、法人の通常の活動に要する費用に充当すべき財産です。
- 基本財産である境内地、境内建物については必ず記載してください。
(地番や所在地、用途等も記入してください)
- 土地・建物の評価額について
土地、建物の評価額については、取得時の価格がわかればその評価額を記載してください。
取得時の評価額がわからない場合、土地については、固定資産課税台帳記載の価格や、近傍類似価格又は近傍地の路線価等を参考にしてください。
建物については、可能な限り合理的な方法によって評価額を算定するよう努めてください。
なお、どうしても算定が困難な場合には金額欄に「—」(バー)を記載し、備考欄に評価不能の旨記載してください。
- 仏像・宝物などについて
法人が自ら選定した仏像等の宝物については、特別財産として取り扱いますが、これらのものは一般的に評価の対象となるものではありません。
評価額が評価できないような場合には、金額欄に「—」(バー)を記載し、備考欄に評価不能の旨記載してください。
- 什器・備品などについて
什器および備品は、財産台帳に記載されているもの全てが対象になりますが、基本的には各法人で判断すべきものです。
あらかじめ「1年以上の使用に耐えるもので、購入金額が〇〇円以上のものとする」というように、什器、備品等に関する基準を内部で定めて、財産台帳で整理しておくのが望ましいと思われます。
- 境内建物について
「境内建物」とは、法人が目的に沿った宗教活動を行うための建物のことを言います。
なお、建物の保存登記がなされているかどうかは問いません。
宗教活動以外の公益事業や、その他の事業に使用する建物(例えば車庫や倉庫など)については、「その他の建物」としてまとめて記載してください。